

生活復興支援資金について

生活復興支援資金は、東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要となる経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援する資金です。

1 資金の概要

(1) 一時生活支援費

生活復興に向けた取り組みを行い、就職する等により、今後生活の目途が立つまでの当面の生活費の貸付

[貸付限度額]

- ・単身世帯 月額 15 万円以内の必要額
- ・複数世帯 月額 20 万円以内の必要額

※いずれも 6 カ月以内の貸付

[据置期間]

- ・最終貸付日から 2 年以内

[償還期間]

- ・据置期間経過後 20 年以内

(2) 生活再建費

住宅の転居費用、家具什器等の購入、その他生活復興のために必要な費用の貸付

[貸付限度額]

- ・80 万円以内の必要額

[据置期間]

- ・最終貸付日から 2 年以内

[償還期間]

- ・据置期間経過後 20 年以内

(3) 住宅補修費

住宅補修に必要な費用

[貸付限度額]

- ・250 万円以内の必要額

[据置期間]

- ・貸付日(一時生活支援費とあわせて貸し付けている場合は一時生活支援費の最終貸付日)から 2 年以内

[償還期間]

- ・据置期間経過後 20 年以内

2 貸付対象世帯

東日本大震災により被災した低所得世帯であり、次の（1）～（3）のいずれにも該当する必要があります。

（1） 東日本大震災により被災した世帯

- ① 震災の伴い、「り災証明」「被災証明」のいずれかが発行されている世帯
又は、
- ② 震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることが確認できる世帯

（2） 震災前まで生計を維持していた低所得世帯、又は震災により低所得となった世帯

（3） 茨城県内に住居を有するか、又は今後当分の間茨城県内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯

※「住宅補修費」については、茨城県内で被災し、被災した住宅等の補修が必要な場合のみ対象（自宅のある県の社会福祉協議会において貸付する。）

※「今後当分の間茨城県内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯」については、原則1ヶ月以上茨城県内に居住する世帯とします。

3 貸付対象者(借受人となる方)の要件

次の（1）～（8）のいずれにも該当する必要があります。

（1）世帯の生計中心者であること。

※ただし、生計中心者が死亡等の場合には、今後、世帯の生計中心となる方を対象とする。

（2）今後、生活再建のための取組みを行い、社協による支援を受けることに同意が得られること。

（3）生活再建後は、就労収入等により償還が見込めること。

（4）原則として65歳以下とする。

（5）借入申込者を含め当該世帯が、仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申し立てを受けていないこと。また、破産又は民事再生手続き開始の申し立てを受け、又は申し立てをしていないこと。債務整理中でないこと。

（6）過去の生活福祉資金の貸付において滞納していないこと。

（7）生活福祉資金の連帯保証人になっていないこと。

（8）暴力団員の属する世帯でないこと。

※一時生活支援費については、次に該当する世帯は貸付対象外となる。

- ・生活保護受給世帯又は申請予定世帯
- ・失業給付や公的年金の受給資格がある、又は受給中の場合
- ・訓練・生活支援給付申請予定、又は受給中の場合

4 貸付の条件

(1) 連帯保証人

原則として、連帯保証人を立てるものとする（立てられない場合には有利子貸付。）。

保証人の年齢は原則として借受人の最終償還時において70歳以下とする。

保証人は、健康で相当の収入又は資産を有する者とする。本制度上での低所得世帯に該当する場合は原則として対象外とする。

(2) 貸付利子

連帯保証人を立てた場合は無利子。（立てられない場合は、年1.5%の有利子）

(3) 延滞利子

償還期限終了後は、年10.75%。

(4) 据置期間

最終貸付の日から2年以内（据置期間中は無利子）

(5) 償還期間

据置期間後、償還期間20年以内で返済。

貸付額に応じて、以下の償還期間の目安があります。

50万円以下	・	・	・	・	・	償還期間 5年以内
150万円以下	・	・	・	・	・	償還期間 10年以内
250万円以下	・	・	・	・	・	償還期間 15年以内
250万円超	・	・	・	・	・	償還期間 20年以内

5 必要書類

(1) 一時生活支援費、生活再建費、住宅補修費において共通で必要とする書類

	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの
1	借入申込書	
2	本人確認書類	健康保険証(写)、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート
3	住民票の写し	住民票謄本の写し(原本) ※世帯全員のものを提出(発行後3か月以内) (外国人の場合、「外国人登録原票記載事項証明書」(原本)を提出)
4	印鑑登録証明書	印鑑登録証明書
5	東日本大震災により 被災したことが確認 できる書類	被災証明書、り災証明書 ※住宅補修費の申請の場合は「り災証明書」 ※申請したが未発行の場合は、申請書の写し または、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に居住していたことが確認できる書類
6	現在(震災後)の世帯 収入の状況を確認す るための書類	源泉徴収票(写)、給与明細書(写)、給与支払い証明書 ※生計中心者のほか、配偶者やその他の世帯員において収入がある場合は、それについて収入の状況を確認するための書類を添付することとする。

7	震災前の世帯収入の状況が明らかになる書類	
	震災前の収入が分かる書類(生計を維持していたことが分かるもの)	源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書の控え、給与明細書(写)、給与支払い証明書、住民税課税証明書、通帳(写し) ※被災したことにより低所得となった世帯については、震災前6か月程度の給与明細書又は給与支払い証明書の提出により確認することとする。
失業した場合	失業した会社名・所在地、電話番号等がわかる書類	源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書の控え、離職票(写)、給与明細書(写)、給与支払い証明書、通帳(写)
	失業した時期がわかる書類	源泉徴収票(写)、離職票(写)、離職直前の雇用主が発行する離職証明書、雇用保険受給資格者証(写)、退職辞令(写) <自営業者の場合> 個人事業者の廃業届(写)、適用事業所全喪届(写)
8	債務がある場合、債務総額、返済額及び返済状況がわかる書類	
9	連帯保証人を付ける場合、その収入証明及び住民票	
10	他施策の利用状況がわかる書類	
	<p>他施策を利用する場合は、その申請額や決定額が確認できる書類を添付する。</p> <p>※次の給付や貸付等を受けている世帯又は受ける見込みがある世帯についても生活復興支援資金の貸付対象とことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害弔慰金法」その他の法令に基づく給付金若しくは貸付金 ・原子力発電所事故に伴う賠償金 ・各種民間団体による義援金等の給付又は貸付 <p>※ただし、災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとする世帯に対しては、原則として、住宅補修費の貸付対象としない。</p>	

(2) 「生活再建費」の申請において、(1) に追加して必要な書類

① 家具什器費等の場合

	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの
1	家具什器の内容・金額がわかる書類	物品の見積書

② 一時的な避難先からの転居や住宅入居のための費用等

	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの
1	入居する物件の初期費用がわかる書類	入居する物件の見積書 (①敷金・礼金等、②入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費、③不動産仲介手数料、④火災保険料、⑤入居保証料)
2	転居のための運送費用がわかる書類	運送会社・レンタカーカー会社等の見積書

③ 自動車購入に必要な費用

	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの
1	購入しようとする自動車の費用がわかる書類	①自動車購入見積書 ②自動車保管場所確認書（軽自動車の場合は購入後手続き） ③運転免許証（写）

（3）「住宅補修費」の申請において、（1）に追加して必要な書類

	書類の種類	具体的な書類として考えられるもの
1	東日本大震災により被災したことが確認できる書類	り災証明書（写） ※住宅補修費については、「被災証明書」ではなく「り災証明書」により確認する。
2	住宅補修に必要な金額がわかる書類	住宅改修工事見積書
3	被災状況がわかる書類	①工事内容がわかる書類 ・工事前後の見取り図等 ②被災状況がわかる書類 ・工事前の被災状況がわかる写真等 ※提出書類により、補修を行わないと日常生活に支障をきたすと判断できるもの。

※その他、貸付にあたって上記以外の資料を依頼する場合があります。

ご相談・お申し込みは、お住まいの市町村社会福祉協議会までお願ひいたします。